定　　款

株式会社センチュリー２１・ジャパン

定　　款

第１章　　総　　則

第１条　　（商　　号）

当会社は、株式会社センチュリー２１・ジャパンと称する。

②当会社の英文社名は、CENTURY 21 REAL　ESTATE　OF　JAPAN　LTD.と表示する。

第２条　　（目　　的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．不動産業に関するフランチャイズ事業

２．フランチャイズ加盟店へのＯＡ機器、車、書籍、什器・備品類、販売促進用ポスター及びパネル、展示会・イベントに使用する物品等の各種物品並びに顧客の紹介、中古住宅の検査、不動産価格の査定、家賃保証、賃貸損害補償保険、住宅ローン、ホームページの作製等の各種サービスの販売、提供及びリース並びにそれらの紹介及び斡旋

３．　コンピューター機器並びにコンピュターシステム及びソフトウエア―の開発、販売、賃貸及びライセンス

４．不動産業店舗の経営に関するコンサルティング

５．不動産の売買、賃貸借及び管理業

６．不動産の売買、賃貸借並びに交換の仲介及び斡旋

７．不動産投資顧問業

８．不動産の流動化・証券化に関する調査及びコンサルティング並びに証券化商品の企画、販売、仲介及び斡旋

９．知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権及び著作権等）並びにノウハウの取得並びに販売及びライセンス

１０．不動産業に関する各種教育、訓練並びに研修の企画、運営及び実施

１１．広告の取次業務

１２．情報処理サービス及び情報提供サービス業

１３．損害保険代理業、自動車損害賠償補償法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業及び生命保険募集業
１４．住宅資金貸付及び一般金銭貸付並びにその保証業
１５．貨物運送取扱業、運送代理業及び普通倉庫業
１６．労働者派遣業
１７．銀行代理店業
１８．有料職業紹介業
１９．住宅、店舗等のリフォームの紹介及び斡旋
２０．電気通信事業
２１．前各号に付帯関連する一切の業務

第３条　（本店の所在地）
当会社は、本店を東京都港区に置く。

第４条　（機関）
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)　取締役会
(2)　監査役
(3)　監査役会
(4)　会計監査人

第５条　（公告方法）
当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第２章　株式

第６条　　（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、２５，０００，０００株とする。

第７条　　（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第８条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規程による。

第９条　　（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

第１０条　　（基準日）

当会社は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。

②前項にかかわらず、株主、登録株式質権者として権利を行使することができる者を定めるため必要あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第１１条　　（単元株式数）

当会社の単元株式数は１００株とする。

第３章　　株主総会

第１２条　（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

第１３条　（招集者及び議長）

株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第１４条　（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第１５条　（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上にあたる決議をもって行う。

第１６条　（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第１７条　（議事録）

株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第４章　　取締役及び取締役会

第１８条　（員数）

当会社の取締役は、１０名以内とする。

第１９条　（選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③第１項の選任決議は、累積投票によらない。

第２０条　（任期）

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第２１条　（取締役会）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

②取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第２２条　（代表取締役、役付取締役及びその他の定め）

取締役会の決議によって、当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

②取締役会の決議によって、取締役社長、取締役会長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

③取締役会の決議によって、相談役及び顧問各若干名を定めることができる。

第２３条　（報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第２４条　（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第１項の規定に従い、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

第２５条　（員数）

当会社の監査役は、４名以内とする。

第２６条　（選任）

監査役は株主総会の決議によって選任する。

②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第２７条　（任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第２８条　（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第２９条　（監査役会）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

②監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第３０条　（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第３１条　（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第１項の規定に従い、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に従い、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第６章　　計　　算

第３２条　（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

第３３条　（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行う。

第３４条　（中間配当）

取締役会の決議によって、毎年９月３０日現在の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し，会社法第 454 条第５項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第３５条　（剰余金の配当金の除斥期間）

剰余金の配当金（中間配当金を含む。）は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

昭和５８年１０月１８日　認証
昭和５８年１０月２１日　設立登記
昭和５８年１１月　８日　改正（第１条）
昭和６２年　５月２９日　改正（第２１条）
平成１２年　３月２８日　改正（第５条）
平成１２年１２月１１日　改正（第１条、第２条、第７条、第８条、第１０条より第３０条までのすべての条項）
平成１３年　８月２０日　改正（第１条、第４条、第７条、第９条より第３１条までのすべての条項。附則第１条、第２条の新設）
平成１４年　６月２５日　改正（第５条より第３１条までのすべての条項。）
平成１５年　６月２３日　改正（第１条、第７条）
平成１７年　６月２２日　改正（第６条を新設し、次条以下を１条ずつ繰り下げ。）
平成１８年　６月２２日　改正（会社法への対応）
平成１９年　６月２１日　改正（第２条、第５条）
平成２０年　６月１９日　改正（第２条）
平成２１年　６月１８日　改正（株券電子化への対応。）
平成２５年　４月　１日　改正（第６条を改正、第１１条を新設し、次条以下を１条ずつ繰り下げ。）
平成２７年　１月　１日　改正（第６条）
平成３０年　６月２８日　改正（第２条を改正、第２４条及び第３１条を新設し、次条以下を１条ずつ繰り下げ。）
２０２２年　６月２２日　改正（第１４条を改正、附則第１条、第２条、第３条を新設。）

２０２３年　３月　２日　改正（附則第１条、第２条、第３条を削除。）

２０２３年　６月２２日　改正（第２条２０号を新設し、次号を１号繰り下げ）

原本に相違ないことを証明する。

2023 年 6 月 22 日

株式会社センチュリー２１・ジャパン

代表取締役社長　　園田 陽一